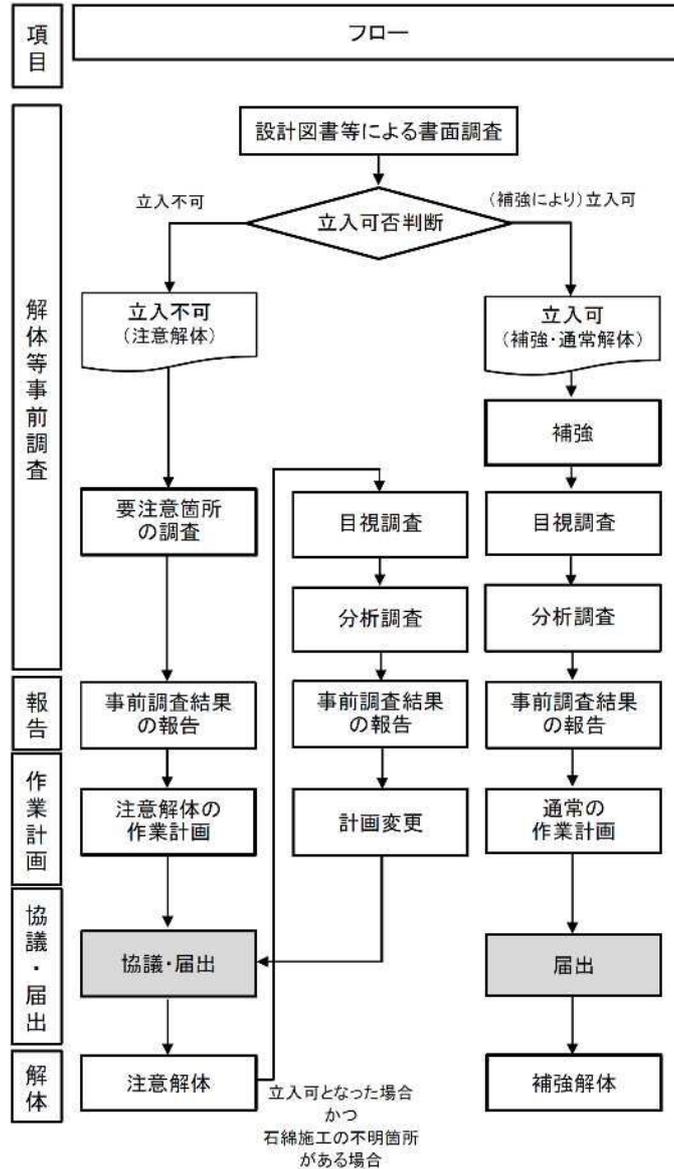


第5章 調査・計画・届出

建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者は、被災建築物等の解体等を行う際は、立入可否判断を行った上で、石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、作業計画を策定する。また、事前調査の結果、石綿含有建材が使用されていた場合は、大防法、安衛法及び石綿則に基づく届出が必要となる。「注意解体」を実施する場合には、届出に先立ち、届出先行政機関との協議を実施する。解体までの流れを以下に示す。



備考1) 事前調査結果は、石綿の使用の有無によらず、遅滞なく報告すること。新たに石綿含有建材が見つかる等、報告内容に変更が生じた場合には、速やかに修正・追加等の報告を行うこと。
 備考2) は石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が使用されている場合を対象とし、使用されていない場合は不要。
 備考3) 石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材が使用されていた場合、大防法の届出は不要だが、石綿飛散・ばく露防止対策を実施すること。
 備考4) 木造家屋にも石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材が使用されている可能性があることから、木造家屋を注意解体する場合には、これらが使用されているものとみなして散水等の飛散防止措置を実施しながら解体する。石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が見つかった場合は、工事を中断し、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が使用されている場合の対応（協議・届出）を行うこと。

1 立入の可否の判断と安全確保

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査において建物内部へ立ち入る際、自らの責任において立入可否の判断を行い、安全の確保に努める。

2 事前調査

解体等工事の元請業者又は自主施工者は石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル等を参考に、設計図書等による調査、目視及び分析による調査を行い、石綿の有無を確認する。

また、目視及び分析による調査を実施する際、可能な限り建物の補強等による障害除去につとめ、安全に立ち入ると判断された範囲について、平常時と同様に調査を実施する。

災害時においても石綿の飛散防止が重要であることから、建築物等の解体等工事の元請業者又は自主施工者は、大防法第18条の15の規定に基づき、解体等工事が特定工事（特定粉じん排出等作業（石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業）を伴う建設工事）に該当するか否かについての事前調査を行わなければならない。また、調査結果は、必要事項を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

表5.1 事前調査等における参考図書等

1	石綿ばく露飛散漏えい防止マニュアル
2	石綿（アスベスト）含有建材データベース 国土交通省・経済産業省
3	建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト 令和5年3月
4	建築物石綿含有建材調査マニュアル 平成26年11月 国土交通省
5	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成18年3月） 廃止物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会 平成18年6月12日 環廃対発第060609003号

(1) 書面調査

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、設計図書及び維持管理記録等により、石綿の使用の有無を確認する。なお、書面等と現地の状況が異なっていることも多く見受けられるため、書面調査と併せて可能な限り現地調査も行うこととする。

建築や改修当時の材料、工法等が記載されている設計図書や維持管理記録等から、石綿含有建材の可能性のあるものを抽出し、施工年と使用建築材料の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を確認する。

設計図書等による判断が困難な場合は、建築物等の設計者、施工者、管理会社等関係者に石綿使用情報の提供を依頼する。建築年代や同様の施工を行った建築物等の情報から、石綿使用を推定できる可能性がある。

書面調査を行った場合でも、改修等で書面と現地の状況が異なっていることも多いため、後述のとおり立入可否の判断を行い、可能な限り現地調査を行う。

<参考> 石綿（アスベスト）建材データベース

URL： <http://www.asbestos-database.jp/>（国土交通省、経済産業省）

表5. 2 書面調査での確認事項

1	建築物の概要	建築物等の名称、所在地、用途、所有者等、構造・階数等
2	石綿含有建材の分類	吹付け材、断熱材・保温材、成形板等
3	石綿含有建材の種類	吹付けロックウール、ひる石吹付け、煙突用断熱材、スレート材、ケイ酸カルシウム板、ビニル床タイル等
4	施工場所	施工箇所、面積等
5	施工時期	製造時期
6	商品名・メーカー	
7	過去の事前調査結果等	

(2) 目視調査・分析調査

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、書面調査の結果に基づき、石綿使用の不明な箇所及び疑わしい箇所を中心に目視調査を実施する。また、目視調査により石綿の有無が明らかにならなかったものについては、分析調査を実施する。ただし、石綿を含有しているとみなして除去工事を行う場合は分析調査を実施しなくとも良い。

目視により石綿の使用の可能性が疑われる建築材料の有無や建築材料の種類及び施工場所等を把握する。また、過去の改修等で書面等と状況が異なっていることも多く見受けられるため、現地調査で書面調査の結果と相違無いか確認する。

建築材料の種類、メーカー、商品名、製造時期等から石綿含有の有無を判断するが、石綿含有が不明なものについては、石綿を含有しているとみなして除去する場合を除いて、分析調査を実施する。

(3) 「立入不可」の場合の事前調査

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、「立入不可」と判断した場合にも、発じん性の高い石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等に関しては可能な限り把握すること。

石綿含有建材の有無が明らかとならなかった場合には、石綿があるものとみなして、作業計画・協議・届出・解体を実施する。また、解体の進行とともに調査が実施可能となるよう作業工程を調整し、調査が可能となった時点において当該箇所を調査する。

立入が困難な場合においても、協議の実施に先立って石綿含有吹付け材等、発じん性の高いものについて、可能な限り、その施工状況等を把握すること。

調査は安全を優先するものとする。ただし、現時点において実施できなくても、建築物の補強や解体の進行とともに調査が実施可能となるよう作業工程を調整することで、調査が可能となった場合において当該箇所を調査する等して、安全への配慮と石綿の飛散防止の両立を図ること。石綿の飛散防止に関する要注意箇所を表5.3に示す。

表5.3 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

鉄骨造	耐火被覆の確認を行う。設計図書等による判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

※木造建築物については、寒冷地において、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性があるため、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を確認する。

3 事前調査結果の報告

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、大防法及び石綿則に基づき、石綿の使用の有無によらず、遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前に）当該調査の結果等を報告しなければならない。

報告の対象となる解体等工事は、以下のとおりとする。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上（税込）であるもの
- ・工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上（税込）であるもの

事前調査結果の報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請により行う。

- 石綿事前調査結果報告システム(厚生労働省、環境省)

URL： <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

なお、解体等工事を実施中に新たな石綿含有建材が見つかり、報告内容に変更が生じた場合は、報告の修正、追加が必要になる。

4 作業計画

(1) 「立入可」の場合の作業計画

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査の結果に基づき、「立入可能」と判断した範囲において、平常時と同様の作業計画を作成する。

被災による障害を除去した場合は、「平常時の解体」を行うことが可能であることから、平常時と同様の作業計画を作成する。

(2) 「立入不可」の場合の作業計画

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、被災による障害により当該建築物等への「立入不可」と判断し「注意解体」とした場合、作業計画には、石綿飛散防止措置及び解体中の事前調査計画を盛り込むこと。

現状では立入困難な場合においても、解体・撤去の進行に伴って立入が可能となる場合がある。作業計画の策定に当たっては、障害の除去に主眼をおき、立入可能となった段階において石綿施工の不明箇所について調査を行うことを盛り込み、石綿の飛散防止に努めること。

また、解体中も安全に施工可能な範囲で事前調査を実施し、極力事前調査後に解体等を実施する計画とすること。なお、不明箇所において、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が発見された場合には、その都度関係届出機関への速やかな報告、作業計画の見直し及び協議を行うこと。作業計画におけるチェックポイントを表に示す。

表5.4 作業計画におけるチェックポイント

	ポイント
1.	事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2.	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること（たとえば、瓦の除去等）。
3.	解体を周辺部分から行う等の措置によって、事前調査の可能範囲を広げられるように努めること。
4.	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等によって調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5.	石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常通り石綿を事前に除去 優先順2 周辺部分から「注意解体」し、安全確保後に石綿除去 優先順3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6.	第6章の『表6.3 「注意解体」における石綿飛散防止措置等』の実施事項を満たしていること。
7.	解体中の新たな石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等発見時の対応について記載されていること。（関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正）

5 事前の協議

解体等工事の元請業者又は自主施工者（石綿則の場合は事業者）は、被災により石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等が使用されている可能性のある建築物等の全体又は一部区画を「立入不可」と判断し、その解体を「注意解体」とした場合、事前に各区保健福祉センター公害対策課及び労働基準監督署と協議を行う。

協議に当たっては、現地の位置図や現場写真のほか、建築物等の構造図・見取り図により、立入不可の範囲を明確にした資料や事前調査結果報告書を作成しておくことが望ましい。また、発じん性の高い石綿含有吹付け材が使用されている可能性の高い「要注意箇所」については、確認状況を別途整理しておくことが望ましい。

6 届出

解体等工事の発注者又は自主施工者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の使用が確認された場合は、大防法の規定に基づく届出を行う。

また、解体等工事の事業者は、安衛法及び石綿則に基づく建設工事計画届出又は建築物解体等作業届出の届出を行う。

建築物の解体等に際しては、建設リサイクル法や、建築基準法の規定による届出が必要となる場合があるので留意すること。

表5.5 石綿含有建材を使用した建築物の解体等の届出に係る法令の規定

根拠となる法令等		届出名称	届出先	届出期限	届出義務者
大防法	第18条の17 第1項（第2項）	特定粉じん 排出等作業 実施届出書	西・港・南・ 名東区公害 対策課	14日前 <small>（速やかに）^{注1)}</small>	解体等工事 の発注者又 は自主施工 者
安衛法 ^{注2)}	法第88条第3項 労働安全衛生規則 第90条、第91条	建設工事計 画書 ¹⁾	名古屋東・ 西・南・北 労働基準監 督署	14日前	事業者 ^{注3)}
	法第100条 石綿則第5条第1項	建築物解体 等作業届		作業前	事業者 ^{注3)}

注 1) 災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届出を行うこととしている。

2) 建設業及び土砂採石業の場合は建設工事計画届、それ以外の業種に属する事業者は建築物解体等作業届が適用される。

3) 安衛法第2条において、事業を行うもので、労働者を使用するもの

【参考】大防法に基づく届出及び関連する届出等の問い合わせ先

特定粉じん排出等作業届出に関する届出・ご相談・お問合せ先

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 5階)	TEL:523-4613 FAX:523-4634
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健センター3階)	TEL:651-6493 FAX:651-5144
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2階)	TEL:823-9422 FAX:823-9425
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目 50 (名東区役所 1階)	TEL:778-3108 FAX:778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 TEL 972-2674 (直通) FAX 972-4155

関連する届出等の問合せ先一覧表

届出等の内容	届出先及び問合せ先	
名古屋市産業廃棄物条例に基づく報告	環境局事業部廃棄物指導課	TEL:972-2392
建設リサイクル法に基づく届出	住宅都市局建築指導部建築指導課	TEL:972-2924
労働安全衛生法に基づく届出	愛知労働局労働基準部健康課	TEL:972-0256
千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白区	名古屋東労働基準監督署安全衛生課	TEL:800-0793
西・中村区	名古屋西労働基準監督署安全衛生課	TEL:855-2572
中川・港・南区	名古屋南労働基準監督署安全衛生課	TEL:651-9208
東・北・中・守山区	名古屋北労働基準監督署安全衛生課	TEL:961-8654

7 発注者の配慮

解体等工事の発注者は、工事受注者が行う事前調査や工事の施工方法等について、法令の順守を妨げる恐れのある条件を付さないよう配慮しなければいけない。

(大防法第18条の15第2項、第18条の16第1項、安衛法第3条第3項、石綿則第9条)

「注意解体」を実施する場合、解体作業の進行とともに新たな石綿含有建材が確認され、コストが増大する場合があるが、この際に石綿飛散・ばく露防止に係る経費が行き渡らないと、石綿の存在を隠蔽する誘因となる。そのため、変更契約の実施、石綿飛散・ばく露防止に係る経費の別積算等必要な措置を講じることが必要である。